

# 告示

## 埼玉県告示第七百二十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県朝霞県土整備事務所において縦覧に供する。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 膝折町三丁目地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次結んだ線及び標柱十七号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	朝霞市	膝折町三丁目		一九七五番一二
二	同	同		一九七七番一地先
三	同	同		一九七六番三地先
四	同	同		一九七六番三
五	同	同		一九七七番一
六	同	同		一九七七番一
七	同	同		一九九三番一三
八	同	同		一九九三番九
九	同	同		一九九三番二
十	同	同		一九九七番三
十一	同	同		二〇〇一番二
十二	同	同		二〇〇一番二
十三	同	同		一九九九番四
十四	同	同		一九七五番五

十七	十六	十五
同	同	朝霞市
同	同	膝折町三丁目
一九七五番四	一九七五番一	一九七五番五